

協働の堤外農道土砂撤去事業

対象箇所	堤外の農道、農業用排水路等
対象作業	令和元年台風19号により、堤外の農道、農業用排水路等の土砂の撤去を行う作業が対象になります。
実施方法	<p>実施区(又は実施団体)と市担当者が現地打合せを行い、対象事業の施工計画を立てます。</p> <p>作業に必要な重機や車輛(バックホー、タイヤショベル等)は、実施区(又は実施団体)からリース会社等へ発注していただき、リース会社等からの請求により、その借上げ料を市が支払います。</p> <p>実施区(又は実施団体)は、作業完了後、速やかに完了報告書、作業写真、位置図の提出をお願いします。</p>
備考	<p>採択地区については、飯山市土地改良事業補助金交付要綱に基づき、地元協力金(事業費の5%~15%)の納付が必要です。</p> <p>【詳細は、「実施要領」「施行基準」を参照してください。】</p>
事業担当	飯山市役所 経済部 農林課 耕地林務係 電話 0269-62-3111 (内線 265・266)